

	事案	入構停止の期間		備考	入構停止期間の取り扱い
		開始日	終了日		
本人	① 感染が判明した	感染判明日	発症日から10日経過、無症状の場合検査日から10日経過または専門医や保健所が許可した日		1. 学生 ・左記に該当する場合または左記以外で基礎疾患等により感染不安のある学生は、アカデミックアドバイザー並びに、各授業担当教員へその旨連絡すること。なお、入構停止期間の対面授業の出欠については、欠席扱いとしないものとする（公欠扱い）。  2. 教員 ・学生もしくは教員が入構停止になっている場合、停止期間の授業については、課題研究等もしくは遠隔授業による特例授業を行う等、学生に不利益が生じないように配慮する。教員が感染等により課題研究や遠隔授業等ができない場合は補講を行う。 ・学生から連絡を受けたアカデミックアドバイザーは健康相談室へ報告すること。
	② 家庭内で陽性者と接触し、本人が保健所等により濃厚接触者と特定された	当該感染者の発症日（当該感染者が無症状の場合は検体採取日）又は当該感染者の発症等により住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方を0日目とする	下記のいずれか ・保健所に指示された期間 ・開始日から7日間 ・4日目と5日目に抗原キット検査またはPCR検査で陰性が確認されるまで		
	③ 陽性者と感染対策（※2）なしで、飲食・部活動・体育講義等で接触（濃厚接触）した：無症状	接触日	下記のいずれか ・接触日から7日間 ・4日目と5日目に抗原キット検査またはPCR検査で陰性が確認されるまで		
	④ 陽性者と接触した（マスク着用や十分な換気等の感染対策あり）	無症状の場合：入構制限なし 有症状の場合：入構停止、医療機関を受診／検査（終了日：陰性が確認されるまで）		PCR検査受検推奨 県コールセンターへ（098-866-2129）検査で陽性だったら①へ	
	⑤ 風邪症状（発熱・咳・のどの痛みなど）がある場合	症状が出た日	症状が治癒した2日経過後	症状が続けばコールセンターへ（息苦しさ（呼吸困難）強いだるさ（倦怠感）が続く場合も）	
	⑥ 海外から帰宅	帰国してから	外務省指示による（3日もしくは7日または14日）	期間中に症状があればコールセンターへ	

濃厚接触とは：陽性者（無症状者を含む）の感染可能期間中※1に以下の接触をした者

○陽性者と同居者

○手で触れることのできる距離（1m程度）で、必要な感染予防策※2無しで15分以上の接触（感染者と会話など）。

○陽性者の飛沫（唾、咳、くしゃみ等）、それらが付着した物等に直接接触した可能性が高いもの（※直後に手指消毒等をした場合は除く）

※1「感染可能期間」陽性者に症状がある場合：最初に症状が出た日の2日前から隔離開始まで

陽性者に症状がない場合：陽性が判明した検査を受けた日の2日前から隔離開始まで

※2「必要な感染予防策」：互いにマスクを着用している状況（片方のみはNG）や、飲食においてはパーティションがある等。

ただし、換気の悪い狭い空間（窓を閉め切った車内等）においては、お互いマスクをしている場合でも濃厚接触に該当。

※上記以外で、基礎疾患等による感染不安のため対面授業へ出席できない場合も、欠席扱いとはしないため、無理に登校する必要はありません。